



近江湖南のサンヤレ踊りの ユネスコ無形文化遺産登録と 今後の継承について



歴史文化財課

1. サンヤレ踊りとは(1)



○「草津のサンヤレ踊り」

草津市域の7地域

矢倉・下笠・片岡・長東・志那・吉田・志那中 に伝承

○踊りに伴う囃子(楽曲)に「サンヤレ サンヤレ」の詞。

○室町後期の「風流踊*」の系譜を引く。

*「華やか」「人目を惹く」の精神を体現。

歌・笛・太鼓・鉦の囃子で踊る

○本来、**疫病退散**を願う。村中を練り歩き悪霊を退散させる。

○農村儀礼として行われ、**五穀豊穡**を祈るように。

1. サンヤレ踊りとは(2)

【共通点】

歌「サンヤレサンヤレ」・笛・太鼓・鉦の
囃子で踊る。

【地域の特色】

- ・矢倉 「**居住組**」が伝承。大人は袴。**リズムカルな囃子**。
- ・下笠 総勢多く、**役者の衣装も豪華**。多くの巡行先で踊る。
- ・片岡 青年はシンプルな法被。太鼓打ちの**子供は柄物衣装**。
- ・長束 町内が小規模ゆえ**総出で対応**。かつては獅子頭が登場。
- ・志那 **青年層が中心**。白い法被の袖裏に豪華な絵柄がある。
- ・吉田 役者は**青年層**による。**三大神社の藤**との共演の時季。
- ・志那中 所望での**テンポアップ**も見どころ。兜の武者も巡行。



矢倉

2. ユネスコ無形文化遺産への登録について(1)

○登録までの経過

平成5年11月

「草津のサンヤレ踊り」が、**国選択無形民俗文化財**に。

平成30年5月

「草津のサンヤレ踊り」が、**日本遺産(琵琶湖とその水辺景観)**に。

令和 2年 2月

「近江湖南のサンヤレ踊り」として**国重要無形民俗文化財**に。



令和 4年11月

「近江湖南のサンヤレ踊り」ほか
全国の41件が、「風流踊」として
ユネスコ無形文化遺産に登録



片岡

2. ユネスコ無形文化遺産への登録について(2)

○ **世界遺産**は、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(1972年) = **有形のもの(文化遺産と自然遺産)**
日本では、
「姫路城」「古都京都の文化財」「百舌鳥・古市古墳群」など

○ **ユネスコ**(国際連合教育科学文化機関) **無形文化遺産**は...
グローバル化(国境を越えた活動の活発化)や社会の変容により
無形文化遺産が衰退し消滅することへの脅威。

⇒ 「**無形文化遺産の保護**に関する条約」(2003年)

対象は、芸能・慣習・儀式・伝統工芸技術など

日本では、

「能楽」「和食」「来訪神」「木造建築の技*」など



地域コミュニティ
が重要
(ユネスコ)

3. 現状と課題(1)

○後継者不足

指導者の高齢化

役者(小中学生・高校生)は部活・受験



【各地域の現状と対策】

- ・出演する「居住組」を親類に拡大。小学校へ出前公演。
- ・各町への割り当てで役者選出に苦心。小学校へ出前公演。
- ・中学生が多忙なため、役者の年齢を小5以上に下げた。
- ・小さな町内ゆえ、転入世帯に参加要請の声かけ。
- ・積極的に世帯を回り気運醸成。近畿地区大会への出演。
- ・保護者への説得。経験した保護者は子供を参加させる。
- ・子供会と協議し小学生を参加対象に。部活欠席交渉も。

3. 現状と課題(2) ～保存と活用に向けて～



○保存と活用に向けた気運の醸成

「風流踊」へのユネスコの評価

- ・年齢や性別に関係なく、**地域社会への帰属意識を高め、結束力を高める**効果がある。(社会的効果)
- ・地域文化を継承する人々の**モチベーション維持**に寄与。

○無形文化遺産の変容～誰でも後継者になれるのか～

社会情勢によって**変容する無形文化遺産**の「保護」とは

- ・後継者の条件・・・文化財としての明確な取り決めはなし。
- ・外部からの参加など柔軟な事例もある。

○無形文化遺産の活用

見学者⇒モチベーション
(好循環へ)

存続＝地域づくり・誇り 市民への啓発 学校での教育 観光活用

➡ **保存継承・活用に向け、行政や地域(保存会)がとるべき方策とは。**

[参考] 全国の風流踊

